

平成25年第1回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成25年3月7日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（18名）

1番 檜原 伸	2番 藤川 豊治
3番 森本 節弘	4番 江澤 信明
6番 笠井 高章	7番 松永 渉
8番 吉田 正	9番 檜原 賢二
10番 木村 松雄	11番 阿部 雅志
12番 岩本 雅雄	14番 池光 正男
15番 出口 治男	16番 香西 和好
17番 原田 定信	18番 三浦 三一
19番 稲岡 正一	20番 吉川 精二

欠席議員（1名）

5番 正木 文男

会議録署名議員

19番 稲岡 正一	20番 吉川 精二
1番 檜原 伸	

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎 國勝	副市長 森本 哲生
政策監 藤井 正助	教育長 板野 正
総務部長 井内 俊助	市民部長 石川 春義
健康福祉部長 坂東 恵子	産業経済部長 田村 豊
建設部長 西村 賢司	庁舎建設局長 出口 芳博
教育次長 新居 正和	総務部次長 町田 寿人
市民部次長 姫田 均	健康福祉部次長 川井 剛
産業経済部次長 天満 仁	建設部次長 友行 義博
吉野支所長 岡田 清	土成支所長 矢部 和寿
市場支所長 森本 修次	会計管理者 福原 和代
財政課長 坂東 重夫	水道課長 大川 広幸

農業委員会局長 森 本 浩 幸

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 林 正 二 事務局長補佐 成 谷 史 代
事務局長補佐 古 川 秀 樹

議事日程

- 日程第 1 市政に対する一般質問
- 日程第 2 議案第 29号 阿波市新庁舎及び交流防災拠点施設建設工事請負契約の締結について
- 日程第 3 議案第 1号 平成24年度阿波市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第 4 議案第 2号 平成24年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 5 議案第 3号 平成25年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 6 議案第 4号 平成25年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第 7 議案第 5号 平成25年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 8 議案第 6号 平成25年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 7号 平成25年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 10 議案第 8号 平成25年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 11 議案第 9号 平成25年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第 12 議案第 10号 平成25年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 13 議案第 11号 平成25年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第 14 議案第 12号 阿波市債権管理条例の制定について
- 日程第 15 議案第 13号 阿波市教育基金条例及び阿波市土地改良事業基金条例の廃止について
- 日程第 16 議案第 14号 阿波市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 17 議案第 15号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 16号 阿波市男女共同参画審議会条例の制定について
- 日程第 19 議案第 17号 阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 阿波市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 阿波市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 阿波市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 阿波市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 阿波市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 阿波市八幡地区幼保連携施設新築工事請負契約の締結について

(日程第 3 ～日程第 3 0 質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（阿部雅志君） ただいまの出席議員数は18名で定足数に達しており、議会は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

本日は、議案第29号を日程第2とし、先に審議して採決することといたしております。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（阿部雅志君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回に引き続き行います。

まず初めに、14番池光正男君の一般質問を許可します。

池光正男君。

○14番（池光正男君） 議長のほうから指名がございましたので、私池光正男が一般質問を始めます。3点ほどでございます。

1つ目に、TPP交渉参加に踏み出す意向を示した問題が国論を二分しているがということで1項目、2項目。2番目に、いじめ、体罰について、これも1項目、2項目と。3点目に、原発にかわる自然エネルギー施策としてということで質問をしてまいりたいと思います。

まず、TPPの問題でございますけれども、安倍首相とオバマ大統領が2月13日に日米首脳会談を行ったが、首相は日本経済、食と農を初めとする日本産業と国民生活のあらゆる分野に深刻な打撃となるTPPを交渉参加に踏み出す意向を示しました。この問題については、国論を二分にしている大問題であります。安倍首相は、聖域なき関税撤廃を前提としないことを明示的に確認したと言葉巧みにうまく言っているつもりかもしれませんが、それはまやかしかであって、実際今までにない例外なき関税撤廃、規制緩和の徹底を目指すのがTPPの本質であります。わかっているのをやるのは悪質としか思えません。農業、医療、建設、消費者など国民の大多数がTPP交渉参加に反対し、地方自治体、議会の9割以上が反対、慎重の決議を上げているにもかかわらず、それを押し切って交渉参加に踏み出すなどという暴挙を絶対に許すわけにはまいりません。

そこで、質問に入りますけれども、1つ目には阿波市において商工業及び農業に重大な影響を与える結果となるが予想されているということでもあります。2点目に、総選挙で自民党は6項目を公約として出したが、これに反することになるが、市長の考え、見解はどういうふうに考えておられますか。それと、この6項目の自民党が総選挙で国民にお約束したのは、1点目は聖域なき関税撤廃を前提にする限り交渉参加に反対。また2番目には、自動車等の工業製品の数値目標は受け入れない。3番目に国民皆保険制度を守る。4番目に食の安全・安心の基準を守る。5番目にI S D条項は合意しない。6番目に政府調達、金融サービスなどは我が国の特性を踏まえる。この6項目を出しておりましたけれども、これは大きく交渉に参加するということは反していると思いますので、そういうことを1点、2点で答弁をしていただきたいと思います。

○議長（阿部雅志君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 池光議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

質問は、T P P交渉参加に踏み出す意向を示した問題は、国論を二分しているがということで、まず1点目、阿波市において商工業及び農業に重大な影響を与える結果となるが、予想されることについてというご質問でございます。お答えをさせていただきたいと思います。

T P P、環太平洋連携協定につきましては、平成22年に国が交渉参加に向けた方針を発表した協定で、輸出入される全ての品目の関税を撤廃しようとするものであります。その後2年以上経過がいたしておりますが、震災の影響や政権交代などのためか交渉は進んでおりません。これまで具体的な内容は国民に示されないままの状態が続いております。このたび新政権におきましては、安倍総理は2月22日の日米首脳会談を終え、聖域なき関税撤廃が前提じゃないことが明確になったとして交渉への参加を表明する意向を固めたという内容が新聞報道されております。

T P Pに参加した場合の影響といたしましては、以前から経済の成長には貿易の自由化が欠かせないとする一方で、海外から安い農産物が入ってくると農業が深刻な打撃を受けると言われております。方針が出された当時、世界からの輸入品の関税を撤廃することを前提に我が国の農産物の生産額は8兆5,000億円から48%減に当たる4兆1,000億円程度が減少するとの予測が国から発表されたところです。本市でもこの試算基準に準じまして算出をいたしました結果、農業産出額が81億円から米では23億円、畜産関係で40億円、合計で63億円減少するとの予測を行った経緯がございます。農業の衰退は

流通や消費の面にも深く影響を及ぼします。JAの運営や地元商店への影響につきましてもは大きいものがあると考えられております。また、商工業に関しましては、新たなビジネスチャンスに伴う雇用の創出につながる可能性がある一方、金融や政府調達、これにつきましては国や自治体による公共事業や物品、サービスの購入などでございます。これにつきましても、自由化されることにより、国債入札の拡大や競争激化により国内企業の受注する機会が減少するのと、これに関連した雇用への影響も考えられます。生産性の低い社員のリストラ、非正規雇用の増加、工場の海外移転の加速、それに伴う大量失業といった安定雇用の喪失、そして医療保険やサービスにまで与える悪影響が懸念されておるところでございます。

また、最近の新聞で報道された記事を少し紹介させていただきたいと思います。

政府は今日5日、TPP交渉に向けたアメリカとの事前交渉で、アメリカが自動車関税を当面据え置くことを容認する方向で調整に入った。これは日本車の輸出攻撃を警戒するアメリカに譲歩し、農産物を関税撤廃の例外とする日本の主張を有利に展開する狙いがあると伝えております。また、昨日でございますけれども、参議院本会議で安倍首相は、これまでに得られた情報で公的医療保険制度のあり方は対象となっていない、国民皆保険制度は日本の医療制度の根幹であり揺るがすことは絶対にならないとするとともに、個別の食品安全基準の緩和は論議されておらず、国際基準や学的知見も踏まえ適切に対応するとのお立場を力説したと報道されているところでございます。それで、参加することによる影響額につきましては、過去に農林水産省などが発表した試算が一部ございますが、現在のところ政府が統一した見解に基づいた試算などは発表されておられません。国は早急に詳細な検証と説明を行うことが必要であり、今後の交渉次第でまた大きく変わってくるものと思われれます。

本市といたしましては、過去の市議会でもご説明をさせていただきましたとおり、国の方針が未確定の上、震災復興、そして農業や商業、あらゆる産業への影響について十分な検討がなされておらず、国民の合意形成が図られないままでの参加は時期尚早であるとの考え方は変わっておりませんが、今後日を迫うごとにさまざまな内容や方針が発表されてくると思われますので、国益との関係に配慮しつつ本市の関係についても注意深く、その動向を注視していかなければならないと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（阿部雅志君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 池光議員のＴＰＰ交渉参加に踏み出す意向を示した問題のうち、総選挙で自民党は６項目を公約として出したがこれに反することとなるが、市長の考え、見解はどうかというご質問でございます。

現総理が、今年に入り２月に行われましたアメリカ大統領との会談後、帰国してＴＰＰ交渉参加についていろいろな報道が伝わっております。議員は、それらのことについて先年末の衆議院議員選挙の際、現政権が聖域なき関税撤廃を前提とする限り、交渉参加に反対するといった公約に違反するのではないかという趣旨かと思われまます。

私も池光議員に、このＴＰＰ問題でこれまで平成２２年第４回定例会、また平成２３年第４回定例会でもご答弁申し上げましたが、一昨日の新聞報道でも総理はさまざまな分野で米国との調整などの状況を見ながら判断する、これだけの重要な事柄だから国民に何らかの形で説明するのは常識だと述べたとも言われております。また、今年１月に徳島県の飯泉知事もＴＰＰについてはまず国内の事情、これは農業だけの話でなく、例えば医薬品、また医療関係、また多くの公共工事を行っていただく土木関係、そうしたものの影響といったものをまず分析した上でこれを国民の皆さんに提示する、そして影響のあるものについては極力対策を講じていただきたいと記者会見しております。まさに、私もそういった気持ちでありまして、先ほど部長からもご答弁申し上げましたが、今現在、国の方針がまだまだ未確定の上、震災復興、そして農業や商業、あらゆる産業への影響についての十分な検討がなされておられない。国民の合意形成が図られないままでの参加については時期尚早であるとの考えは、私いまだに変わっておりません。今後、日を迫うごとにさまざまな内容や方針が発表されてくると思われまます。本市との関係についても注意深く、その動向を注視していかなければならないじゃないかと考えております。しっかり内容を検討しながら、それぞれご意見をされる場所はしっかりとされていきたいと考えておりますので、よろしくご理解お願いいたします。

○議長（阿部雅志君） 池光正男君。

○１４番（池光正男君） １点目の部長のほうから答弁がありましたけれども、国内で８兆５，０００億円から４兆１，０００億円とこれが半減するということになりますよね。それと、阿波市の試算でもこれだけの、米で２３億円、畜産関係で４０億円、合計で６３億円ぐらい減少するわけです。これだけの一つのいう大被害になるわけでありまますから、これは断じて私は許すことはできないなと思っております。また、医療、金融、保険、商工業の損害を入れれば、これの何倍にも達することになると思うんです。それを考えれ



ば、国の存亡の危機に陥ることも予想されます。こういったことで、農業や商工業、国内の産業を守ることにしてもらわないと、このT P Pを進めてもらったら国が減ぶ、それになるように私は思います。

もう一つはこの食の安全の問題ですけれども、T P Pをやれば保証がないと思います。日本では農産物、農薬規制はつきものであります。しかし、輸入農産物については大洪水のように入ってくるために、検査などができるはずがないのは当然のことと思います。外国では農薬の規制は本当に緩い、そういうふう聞いております。1つ言えば、殺虫剤、殺菌剤、ホルモン剤、やってはならない遺伝子組み換えなど、こんなものが規制なしに入ってくればどのような状態になるか。食の安全などあったものではないと、日本人の健康を損なうと私はそう思います。

1点目の問題については結構です。

それと、2点目の市長の答弁ですけれども、非常に慎重な答弁だと思います。しかし、公約は当然政治家としてあれば守るのは当然であると思います。そこで、総選挙のときに、自民党の議員の方々が7割、T P P参加反対を公約にされた方は205人おります。その中で、今全国のあちらこちらで自民党は公約を守れと、こういうような意見が上がっております。それと、これを紹介をしておきますけど、小野寺防衛相がこういうことを言っております。総選挙のときに、T P P断固反対を貫くとの見出しをかけて、T P Pに参加すれば、震災で甚大な被害を受けた東北地方、日本の農林水産業は厳しい状況に立たされます。そういうようにも申されております。それと、田村厚生労働相はこういうことを公約に上げておりました。例外なき関税撤廃、T P Pは絶対反対。日本の農業や公的医療保険制度を破壊するおそれがある、こういうふうに公約を掲げておったわけでありまして。この公約は当然守るのが政党の責務であろうかと思えます。そういうことで、公約は当然守るのが当たり前と、そういうふうに思えます。今のT P Pの問題は終わりにしまして、次の問題に入っていきたいと思えます。

いじめの問題についてでございますけれども、このことについては全国的に大きな社会問題として取り上げられております。去年暮れ、女子生徒が電車で飛び込み自殺、報道されておりました。何とも言えない悲劇でありました。非常に残念な、いじめが原因であるならば深刻な事態であろうかと思えます。また、マンションから男性等が飛びおり自殺とか、根性や度胸があるかないか川への飛び込みを強要して男子生徒が水死するなど、痛ましい事件が後を絶ちません。こういったことで、いじめの根絶をするためにも全力を挙げ

て尽くさなければならないと思います。人命の尊さをしっかりと子どもたちに教え、身につけてもらわなければならないし、人間形成においても重要なことであり、教育の基本的な施策を講じなければなりません。言うまでもありませんが、教育委員会としてのこういった見解を求めたいと思います。それで、本市においてもいじめ問題については把握されているかどうか、また学校に対して指導、援助など、どういうふうにされているか答えていただきたいと思います。

2点目に、進んだ自治体では条例制定を行っているところもありますが、本市においてこういった条例をつくったらどうかということですが、それについての見解もお示しをしていただきたいと思います。

○議長（阿部雅志君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 池光議員からのご質問にお答えします。

1つは、阿波市においていじめ、体罰について把握されているか、また学校のほうへはどのような指導をされているのかということ。2点目には、進んだ自治体では条例制定を行っているがどう考えているかと、この2点のご質問がございました。

議員も今申されましたように、全国にはいろいろないじめによって尊い命を絶つということがあちらこちらから聞こえてきております。大津市の中学2年生のいじめ等、今いじめが本当に社会の大きな問題となっております。阿波市においても、いじめほどの学校にも起こり得る問題ということで、それぞれの学校では本当に真剣にこのことについては取り組んでおります。本年度も小・中学校からのいじめについての調査を年度末にするわけなんですけど、今のところ聞きますと、小学校では2件、中学校では1件が一応報告はされております。この報告のあったことにつきましては、きめ細かく事情を聞き、学校とともに対策に当たってきております。ほとんどが解決、または解決の方向に向かっておる状況でございます。

いじめの根絶は、家庭、学校、関係機関と緊密な連携のもとで、いじめ防止、解決ができるものでなければいけないというふうに思っております。毎月私たちは小学校長会、中学校長会を開いております。その席で常にいじめ、体罰等含めての話をしております。こういったいじめについては、特定の学級や学校だけのこととせず、阿波市全体のこととして予防、早期発見、早期解決に向け、徹底した取り組みを行うよう指導いたしております。

また、いじめ、そしてまた体罰のことについてでございますが、これも大阪市立の桜宮

高等学校のバスケット部員の自殺という本当に悲しい出来事がありました。教育現場において、体罰の根絶を強く訴えるものです。体罰は、学校教育法11条で禁止されているだけでなく、児童・生徒や保護者の信頼関係を壊し、個人の尊厳を踏みにじるものであり、決して許されるものではありません。どこまでが体罰かということではなくて、いかなる体罰もあってはならないというふうに思っております。

阿波市教育委員会では、2月に全ての児童・生徒と保護者に対して体罰の実態調査を行いました。その結果、数件の事案が報告はされました。これを一つ一つ再度丁寧に調査、精査いたしました。どの事案についても体罰とするものでなく、例えばある生徒にしゃんとせんかと肩をたたいたという励ましのことも体罰というふうに捉えた人もおります。学校の指導のあり方をよい方向に改善してほしいなど建設的な考えであり、理解を得たと捉えております。今後も、さらに児童・生徒、保護者から信頼される学校教育、信頼される教育のあり方、そういったものをしっかりと踏まえながら、努力をしていきたいというふうに思っております。

2つ目のご質問の中に条例のことがございました。条例制定してはどうかというふうなお話であったかと思えます。

岐阜県の可児市では、学校だけではなく保護者や市民からの責任を明記した子どものいじめ防止条例を平成24年10月に市議会で全会一致で可決しました。同様の条例は、家庭や職場での虐待や暴力を対象とした兵庫県の小野市の例はありますけれども、子どもに特化した条例は全国でもあまりありません。また、大津市もいじめ防止条例を本年2月議会で制定し、4月から施行するというようでございます。国でもいじめ防止対策基本法案を議員立法で提出し、成立を目指しているようです。県内ではたしか先日新聞に載っておりましたけれども、石井町が条例化されるようであります。これらの動きは、いじめを単に学校や特定の集団内の出来事とせず、広く市民全体の問題として捉え、通報の義務や第三者機関による調査をすることによって責任を共有し、解決への道をつけようとするものだと思います。阿波市は、このような動きも参考にしながらいじめの根絶に向けて、よりよい方向を探っていきたいというふうに考えております。

私は、そういったいじめの根絶は子どもたちの心にあると思っております。人を大切に  
する心、人を思いやる心、優しい心、助け合いの心、そしてまた人を尊敬する心など、そんな心を教育の中でしっかりと培っていきたいというふうに思っております。阿波市は、阿波市のよさをしっかりと捉え、阿波市らしい教育を、そして子どもが生き生きと、心豊

かに生活のできる教育環境をこれからもつくっていきたいというふうに思っております。市民の皆様方、そして議員の皆様方、今後とも温かく子どもを見守っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今、教育長のほうから1点、2点と答弁がございました。

1つは、いじめは暴力であり人権侵害である。私もそういうふうに思います。私たちは、人間を大切にすることを考えていかなければならないと思います。特定のいじめは、特定の人間に対する軽蔑、侮辱の体制であり、暴力によって服従を強いるものであり、長期にわたって相手の心身を徹底して痛めつける、ふざけや遊びと決定的に違っております。いじめは世界各国にあり、ある意味ではいつの世にもあるとも言えます。問題は、今日のいじめはかつてあったいじめと様相が違っているということでもあります。相手を死ぬまで追い詰める暴力性、人間侵害性が強まり、相手が苦しむことを見て楽しむ病理性も一部に生まれておると思います。いささかも甘く見ることができないと思います。いじめられる子どもは周囲から孤立させられ、絶えず自分のしぐさや言動に気を使う、緊張、過密の状態に置かれておると思います。抵抗すると徹底した制裁の暴力が加えられ、人間的な主体性そのものが打ち砕かれていきます。さらには、周囲には俺たちの友達と親しい関係に見せかけながら、内部で激しい暴行や恐喝が行われるケースもあります。加害者の言動がこの世の全てのように見えて、家族や友達は遠い存在に感じるようになります。やがて、被害者の心の傷が癒しがたくなり、死に陥っていくような、そういった出口を考えるようになるように思います。

そういうふうに、いじめというのは根絶していかなければならないと思います。いじめで加害者が人を力で支配して楽しむという心のひずみを持ったまま大人になれば、将来の家庭内暴力や児童虐待につながっていくと思います。公然と言われることは減りましたけれども、いじめられている子どもにも弱点があるとかという意見がございしますが、この子どもたちを含めて根強くあります。これもいじめは暴力であり、人権侵害であるという観点から克服する必要があると思います。弱点のない人間は、この世の中にはおりません。そして、どんな弱点を持っていても、それはいじめの理由にはならないし、してはならないと思います。それが、全ての人間が個人の尊厳と基本的人権を守っていくことだと、私はそういう意味にとっております。

そういうことで、本市においてもこういった教育長の答弁があったように、もしもそういうことがあれば速やかに調査し、また対策を講じていくということでもありますので、今後もそういう事例がありました場合には、ほっとかずに速やかにそういうふうに対処していただきたいと思います。

それと、条例の問題でございますけれども、条例は内容によっては非常に悪い条例にならないとも限りません。一つ今可児市っていうそういうような模範的な条例ができました。これは、役立つ条例として大事なことは、子どもたちの権利としていじめを受けないことがあり、それを保障するために行政や公教育、社会がどういう条件整備などを責務を果たすかを明確にすることであろうかと思えます。憲法と子どもの権利条約の立場に沿った条例ということでもあります。この点で可児市の条例は、学校は子どもがいじめをなくすために主体的な行動をとることができるよう、子どもに対して人権に関する教育を行いますとしているなどから、私はこういったことが評価されていると思えます。ところが、問題になるようなこともあります。大津市議会の条例案は、ここで一つ一つ言うわけにはいきませんが、全て命令的に、またこうせよ、ああしろと。このような条例を制定しておるようなところもありますけれども、こういった悪い、一層いじめがひどくなるような条例であってはならないと思えます。そういうふうに、条例制定をされるこの模範的なところを参考にして、いじめのない学校、そういうふうにしていただきたいと思えます。今後とも、こういうような条例に当たっては検討していただきたいと思えますので、ひとつよろしくお願ひしたらと思えます。

最後に、人類と共存できない原発は、福島の大事故が物語っております。自然エネルギーに移行していくことが求められておりますが、1点目に阿波市において自然エネルギー立地条件もあるかと思えますけれども、これに対する取り組みをお聞かせ願ひたいと思えます。

○議長（阿部雅志君） 石川市民部長。

○市民部長（石川春義君） 3項目めの池光議員の一般質問にお答えいたします。

人類と共存できない原発は、福島の大事故が物語っている。自然エネルギーに移行していくことが求められているが、阿波市において、自然エネルギー立地条件もあると思うが、これに対する取り組み等あるのかということでございます。

平成23年3月11日午後2時46分ごろに発生しました東北地方太平洋沖地震で福島第一原子力発電所が甚大な被害を受け、いまだ地域住民は避難生活を余儀なくされている

ところは皆さんご承知のとおりではあります。そのため、国においても原子力にかわる代替エネルギーとして、再生エネルギー関連法を平成23年8月26日に成立させて、太陽光、風力、小水力等再生エネルギーの買い取り制度を平成24年7月1日から施行し、現在普及に取り組んでいるようです。また、徳島県においても、新エネルギーの普及促進を重点課題として、平成23年8月25日、県と県内24市町村の連絡協議会を発足し、情報等の共有化や意見交換を図っております。また、自然エネルギー導入に取り組む民間事業向け補助制度を設けて普及、推進に取り組んでいます。

阿波市の地形や気象条件から、太陽光発電が適していると思います。そのため、市は太陽光発電、メガソーラーの候補地として、4カ所県のホームページに掲載し広く周知しています。そのうち1件については、平成24年10月から本格稼働して県の補助制度も受けられております。また、現在1件は、開発協議を終えて設置に向けての準備を進められております。このほかに、8事業所敷地や市有地で稼働もしくは設置を受けての準備を進められているようです。市としましても、開発協議の事務手続を簡素化し、迅速に対応を進めております。また、今後も県並びに関係各課と連携し、情報の収集、発信を行いながら、再生可能エネルギーへの取り組みを図りたいと考えています。現在、阿波市の公共施設に太陽光発電が設置されているのは伊沢小学校、市場中学校、土成中学校、吉野中学校の4カ所ですが、これから建設される工事にかかる新庁舎、幼・保連携施設、学校給食センターにも設置する計画があります。また、平成22年度から個人住宅への太陽光発電システム導入補助金制度を運用しております。今後におきましても、財政の許す限りにおいて続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今石川部長のほうから答弁がありました。阿波市においては、自然エネルギー立地条件などを考えますと、一番取り入れやすいのが太陽光発電ということであるというので、こういう自然エネルギーをどんどんふやして行って、原発に頼らない、そういった阿波市を目指してもらいたいし、日本を目指してもらいたいなど、そういうふうに思います。

大震災から2年がたちました。福島原発の大災害から、今朝の報道では30万人という人たちが郷里を奪われ、避難生活を送られていると聞きました。人類と共存できない核の処理、放射能の処理というのは、現在の科学ではどうしようもないものなんです。私

は、こういった原子力発電は直ちに廃止しかないと思います。四国にも伊方原発がありますけれども、このできた核のごみ処理も5年すれば満杯になると言われております。総選挙では、各政党のマニフェストでは、原発については余り触れていなかったように思います、いろんな意味では。ところが、2030年には民主党はなくすとか言われておりました。しかし、安倍政権になりまして、原発が安全・安心が確認されたら再稼働と発言されておられましたけれども、それは福島のことを考えれば何ら反省がないのかなと私はそう思います。

そういうことで、日本の国は地震大国であって、原子力の発電はより危険をはらむと専門家でも指摘されておるところであります。原子力発電は即なくす方向にすべきでなかろうかと思います。日本全土には自然エネルギーに恵まれております。風力、地力、水力、太陽光などといった、安全・安心な国づくりをするためにも、まちづくりするために切りかえていくことが今求められていると思います。本市におきましても、立地条件に合った取り組み、先ほど答弁にもありましたけれども、あらゆる角度から知恵を出し合って自然エネルギーの利用に努力をしていただきたいと思います。

それと、隣の高知県が知事を中心に自然エネルギーにかえていこうと、脱原発を目指そうということで頑張っているようであります。1つは太陽光発電、小水力発電とか木質バイオマス利用、そういうふうな形で取り組んでいるようでございます。

また、よく原発がなかったら電力が足らんのではないかと、そう言われておりますけれども、四国の電力事情は一口で言ってほかの地域への電力供給地になっております。四国だけ考えれば伊方原発はなくてもやっつけていけると、そういうようなことが出ております。四国電力の発電能力というのは660万キロワット、うち原発が202万キロワットでありますけれども、それ以外の四国圏内の発電能力というのは、自家発電などわかっているだけで390万キロワットあり、このうち電源開発の233など、その多くは関西圏などに売電されております。また、効率が悪いと停止されております四国電力の阿南火力発電所も、伊方原発の停止に伴って再稼働の準備が進められていると聞いております。そういうことをあわせますと、原子力に頼らない、そういった四国にもしてもらいたいし、日本にってもらいたいと思います。

以上、私の一般質問を終わりたいと思います。

また、今回退職される方々には、非常に長年お疲れさまでございました。これから第2の人生を有意義に送っていただきたいと思います。終わります。

○議長（阿部雅志君） これで14番池光正男君の一般質問が終了いたしました。

ただいまから総務常任委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室までご参集ください。

暫時小休いたします。

午前10時42分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（阿部雅志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第2 議案第29号 阿波市新庁舎及び交流防災拠点施設建設工事請負契約の締結について

○議長（阿部雅志君） 日程第2、議案第29号阿波市新庁舎及び交流防災拠点施設建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

総務常任委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長岩本雅雄君。

○総務常任委員長（岩本雅雄君） 議長の指名がございましたので、先ほど開催いたしました総務常任委員会の審査結果と経過をご報告申し上げます。

本委員会は、委員7名が出席して会議を開き、付託されました議案第29号阿波市新庁舎及び交流防災拠点施設建設工事請負契約の締結について、関係部署より詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。その結果、提出議案は挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の主なものについて簡単にご報告を申し上げます。

委員より、入札結果を見ると、下請目標額が31億8,000万円でポイントが高いが、周辺環境への配慮や安全、交通対策のポイントがやや低いようであるが、その内容はどの質疑がありました。理事者より、その採点基準は騒音、振動、粉じん等への対策の提案や工事内容の周辺への周知がどのくらい記載されていたかによるポイントであるとの答弁でありました。工事において記載されていなかった部分への安全対策については、市として安全に工事ができるよう、また周辺の環境面についても配慮していくように指導をお願いするとの意見がありました。

以上、総務常任委員会の審査の結果と過程の報告とさせていただきます。

以上、委員長報告といたします。

○議長（阿部雅志君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

14番池光正男君。

○14番（池光正男君） 議案第29号阿波市新庁舎及び交流防災拠点施設建設工事請負契約の締結について反対の討論をいたします。

私は今までに新庁舎建設については、一般質問での異論を申し上げているので省略しますが、この締結については莫大な予算であり、現在の厳しい経済状況、財政状況を見ればおわかりのとおりだと思います。今それをやるべきではないと私は思います。市民の生活向上を希望する一人として、現在人口も既に4万人を切る事態になっている、将来的にも財政負担がのしかかってこようかと思えます。市民の税負担も多大であろうかと思えます。市民生活に影響を受ける、大事業にはそれがつきものであろうかと思えます。

以上のことにより、反対といたします。

○議長（阿部雅志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

総務常任委員長の報告は可決です。

本案は各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部雅志君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 3 議案第 1号 平成24年度阿波市一般会計補正予算（第6号）について

日程第 4 議案第 2号 平成24年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

- 日程第 5 議案第 3号 平成25年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 6 議案第 4号 平成25年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第 7 議案第 5号 平成25年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 8 議案第 6号 平成25年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 7号 平成25年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第 8号 平成25年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第 9号 平成25年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第10号 平成25年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第11号 平成25年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第14 議案第12号 阿波市債権管理条例の制定について
- 日程第15 議案第13号 阿波市教育基金条例及び阿波市土地改良事業基金条例の廃止について
- 日程第16 議案第14号 阿波市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第17 議案第15号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 阿波市男女共同参画審議会条例の制定について
- 日程第19 議案第17号 阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第18号 阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第19号 阿波市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第22 議案第20号 阿波市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 阿波市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 阿波市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 阿波市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 阿波市八幡地区幼保連携施設新築工事請負契約の締結について

○議長（阿部雅志君） 次に、日程第 3、議案第 1 号平成 2 4 年度阿波市一般会計補正予算（第 6 号）についてから日程第 3 0、議案第 2 8 号阿波市八幡地区幼保連携施設新築工事請負契約の締結についてまでの 2 8 件を一括議題といたします。

これより質疑を行います。通告がありませんので質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 1 号から議案第 2 8 号までについては、会議規則第 3 7 条第 1 項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

各常任委員会におかれましては、第 1 回阿波市議会定例会日程表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いをいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

8 日午前 1 0 時より総務常任委員会、1 1 日午前 1 0 時より産業建設常任委員会、1 2 日午前 1 0 時より文教厚生常任委員会です。

なお、次回の本会議は、3月15日午後2時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時41分 散会